

日時・場所	令和2年12月21日（月）9時00分～ 庁議室
出席者	栢木市長、川口副市長、西村教育長、田中議会事務局長、川端政策調整部長、吉川病院事務部長、市木総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、杉本教育部長、遠藤会計管理者、西村環境経済部次長（代理）、川尻政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

## 1. 開会

### <市長挨拶>

先週金曜日が議会定例会の最終日だったが、皆さんのお陰で全ての議案を可決いただくことができた。感謝する。

新型コロナについて、幸い、この週末に市民の感染者はおられなかったが、市内で勤務されている方の感染が確認された。コロナ禍が一日も早く収束し、マスクを取って話せる日を待ち遠しく思っている。

今週が実質、仕事上は今年の最終週となる。今年もあと僅かとなったがよろしく願います。明るく笑顔あふれる市政を目指してやっているの、皆さんも笑顔で仕事に取り組んでもらいたい。

## 2. 議題

### ① 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

令和3年度からの第3期地域福祉基本計画の進捗等について、現行の「野洲市地域福祉計画策定委員会」では評価・検証を行う機能がないが、評価・検証にも対応する機関に変更するため、野洲市附属機関設置条例において定めている当委員会の名称、所掌事務、委員の任期について改正を行う。

→野洲市地域福祉計画を野洲市議会基本条例の議決事件に加える改正が、先週18日（金）の議会定例会最終日に議決された。これに伴い、「野洲市子ども・子育て支援事業計画」及び「ほほえみやす21健康プラン」は地域福祉計画の個別計画であることから削除している。今回、地域福祉計画の第3期での独自名称を「野洲市地域福祉基本計画」としたということで良いか。

→そうである。実質的には社会福祉法に基づく地域福祉計画である。

### ② 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について

国からの通知により、次年度からは住民税課税の高齢者が、地域支援事業による高齢者等おむつ費用助成事業の支給対象から外れることとなる。これを受け、激変緩和措置として既存利用者限り、今回対象外となる人にも継続して給付できるよう、市町村特別給付として実施するため、野洲市介護保険条例について所要の改正を行う。

また、第8期（令和3年度から令和5年度まで）における保険料の額を改める改正を行う。

→おむつ助成の激変緩和措置は8期の3年間のみの経過措置とするのか。

→8期中についての国の考え方の通知が出ているが、その先の見通しが国から示されていないため、現時点では未定である。

→本市の条例では月額5,000円とされているが、資料では年間6万円とされており、この言い方だと月5,000円を超えて支給可能とも読めるが、整合は取れているのか。

→現状、月毎に5,000円ずつ色分けされたチケットを配布しており、他の月に使用することはで

きない。誤解を招くことのないよう、表記の整合性について検討する。

③ 野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
近隣各市の中で野洲市の校園医（内科）の報酬額が最も低く、守山野洲医師会から報酬額増額を要望されていたこと、校園医のなり手が少なく、高齢等の理由で校園医を退任されると後任の推薦を  
守山野洲医師会から得るのが非常に困難であること、以上2点を理由とし、校園医（内科）の報酬を増額するため、野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について  
所要の改正を行う。

→薬剤師等の他の特別職の報酬は見直さないのか。

→今回は校園医（内科）のみとしている。

→予算査定が終わっていない状況で、並行して条例提案されていることを承知置きいただきたい。

### 3. その他伝達事項

○ 新型コロナウイルス感染症について、先週、市内で1名の感染者が確認されたが、濃厚接触者を含め、  
周囲に陽性者はなかったため、拡大の恐れはない。（市民部）

○ 19日（土）に市内の学校職員の新型コロナウイルス感染が確認された。プレス発表するとともに、当該  
校については23日まで休業することとした。（教育委員会）

→感染者は市外に居住されており、現在のところ同居親族等から市内に感染が拡大する恐れはない。

○ 年末年始の綱紀の厳正な保持について掲示板で周知するので、各部局で徹底をお願いする。（総務部）

### 4. 次回部長会議の予定

12月28日（月）9時00分～ 庁議室

### 5. 閉会